

大泉町立南中学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

- ア 学校の重点目標である「安全安心で規律ある学校」を目指し、生徒同士、生徒と教師の信頼関係を基盤とした生徒指導・教育相談の充実を図る。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文の作成や人権週間・人権集会等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等の充実

いじめを積極的に認知し、早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- (ア) 生徒対象いじめアンケート調査(学校生活アンケート) 月1回
- (イ) 保護者対象いじめアンケート調査 年2回(学校評価)
- (ウ) 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(5月・11月)

イ いじめ防止に向けた相談体制の整備

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- (ア) スクールカウンセラー、心の教室相談員の活用
- (イ) いじめ相談窓口の設置

ウ 職員研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの未然防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」必要に応じて「教育相談部会」と連携を図る。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、生徒支援担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(教育相談主任、教育相談担当、心の相談員) スクールカウンセラー

<活動>

- ア いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

＜開催＞

週1回金曜日を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態発生時の対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を迅速に行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめ実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。